

ビルクリーニング分野育成就労協議会の設置について

令和8年8月7日

1 目的

ビルクリーニング分野における育成就労協議会（以下「協議会」という。）は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則第13条第2項第4号において、育成就労実施者の分野別協議会の加入を要件としていることから設置するものであり、協議会の構成員が相互に連絡を図ることにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、ビルクリーニング分野の実情を踏まえた育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

2 構成員

- 一 育成就労外国人を受け入れている育成就労実施者
- 二 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
- 三 出入国在留管理庁、警察庁、外務省、厚生労働省
- 四 外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構）
- 五 その他協議会が必要と認める者

3 資料及び議事概要

後日公開

4 事務局

厚生労働省 健康・生活衛生局 生活衛生課

5 開催時期

協議会については必要に応じ開催を予定